

情報提供資料

報道関係者各位

取材・記事掲載依頼

令和8年9月11日



那須烏山市
Nasukarasuyama

那須烏山市役所
総合政策課広報聴グループ
〒321-0692
那須烏山市中央 1-1-1
電話番号:0287-83-1112
FAX番号:0287-84-3788

※この資料は市ホームページに
掲載しています。

重点支援地方交付金事業⑤

家庭用防犯機器等設置費補助金を始めます

近年、匿名・流動型犯罪グループによる強盗、窃盗等の犯罪が相次いで発生していることを踏まえ、市民の自主的な防犯対策を促進し、住宅への侵入犯罪その他の犯罪の未然防止を図るため、家庭用の防犯機器等の設置に要する費用の一部を補助します。

1 申請受付期間

令和8年9月15日から令和9年2月26日まで

2 補助対象者

市内在住で、住民登録のある個人(市税などの滞納がないこと。)

3 補助対象防犯機器等

①家庭用防犯カメラ(防犯カメラに付随する映像表示、記録媒体等の関連機器を含む。)

②防犯カメラを設置している旨の表示物

③センサー付きライト

※令和8年9月15日から令和9年2月26日までに購入し、かつ、設置が完了したものに限り
ます。

4 補助対象経費

補助対象防犯機器等の購入費及び設置費が対象となります。ただし、次に掲げる経費は、
補助対象経費から除きます。

①補助対象防犯機器等の賃借(リース、レンタル)に係る経費

②配送経費、消費税分の額、ポイント・クーポンで支払った額

※那須烏山市プレミアム付商品券(わくわく商品券)は補助対象経費として計上可能です。

5 補助金の額

補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(上限3万円、千円未満切り捨て)

※補助金の交付は、1世帯につき1回限りとなります。

※予算上限(450万円)に達した場合、受付終了となります。

この件に対する問い合わせ先

総務課危機管理グループ 電話番号:0287-83-1117